

2007年日米投資イニシアティブ報告書の概要について

平成19年6月6日
経済産業省

6月6日、経済産業省と米国国務省は、安倍総理及びブッシュ大統領両首脳のために準備した「2007年日米投資イニシアティブ報告書」を公表した。

I. 経緯

- 2001年6月、小泉総理(当時)とブッシュ大統領は「成長のための日米経済パートナーシップ」において、投資環境を改善する方策について意見交換する場として日米投資イニシアティブを設置。
- 2006年～2007年のイニシアティブでは、2006年10月及び2007年4月にワーキンググループ会合を開催。2007年2月にはワーキンググループ会合の下、投資専門家会合を開催し、両国の投資協定・FTA投資章について情報交換・分析を行った。
- 本イニシアティブでは、外国直接投資に関する理解の促進及び投資機会に関する情報提供を行うためのプログラムを実施しており、2006年10月には仙台と横浜で対日投資促進セミナーを開催、11月にはカリフォルニア州サンノゼ市で対日投資促進シンポジウムを開催。

II. 日米における外国直接投資の状況

- 両国政府は、開かれた投資の枠組みを両国及び第三国で発展させる重要性を再確認。
- 対日直接投資残高は、1990年代後半以降、着実に増加。2006年末残高は12.8兆円であり、2001年(小泉前総理の投資残高倍増目標基準年)の94%増となり、倍増目標をほぼ達成。一方、主要先進国間で比較すると日本は未だ低いレベル(対GDP比:日本2.4%、米22.5%、英40.9%、独25.0%(2005年IMF報告書ベース))。
- 2006年3月、日本政府は、「2010年に対日直接投資残高を対GDP比で倍増となる5%程度」を目指す新たな目標を設定し、この達成のため、同年6月に「対日直接投資加速プログラム」をとりまとめた。安倍政権は、小泉政権の構造改革を継続加速し、対内直接投資の促進と加速プログラムの早期実現にコミット。本年4月の日米首脳会

談において、安倍総理からブッシュ大統領に対し、安倍政権のオープンな姿勢と構造改革を断行する決意を説明し、ブッシュ大統領から支持が表明された。

- 米国において外資は国内経済に大きく貢献。外国企業による雇用は 510 万人、経済規模は米国の民間部門 GDP の約 6%を担っており、このうち日本企業は 61 万人の雇用と GDP の約 1%を占める。
- ブッシュ大統領は、本年5月、開かれた経済、貿易・投資へのコミットの継続を再確認し、他国と開かれた投資政策と投資の保護で協力する旨のステートメントを発表。また、商務省及び財務省は、対内投資促進のイニシアティブを発表。

Ⅲ. 本年の日米投資イニシアティブにおける議論

[米国側関心事項]

●国境を越えたM&A

- ・ 米国政府は、昨年その導入が一年間延期された三角合併に関し、外国会社の株式を対価とする三角合併に重大な制約が課されないことを要望。
- ・ 我が国は 2007 年 5 月の三角合併に関する会社法の規定の施行に伴い、三角合併の決議要件をこれまで同様の特別決議を要件とする一方、株主保護の観点から合併等の対価に関する消滅会社等の開示義務を拡充するための法務省令の関係規定を改正。
- ・ 税制面については、内外無差別の原則の下、現行の組織再編税制の枠組みに沿った課税繰延べを認めた。また、適格要件についても、事業関連性やその前提となる事業性について財務省令により明確化を図った。

●教育

- ・ 米国政府は、昨年9月、4校目の米国大学の日本校が「外国大学の日本校」として指定されたこと、日本政府と大学・学校法人設置に向けたテンプル大学ジャパンとの相談状況、昨年12月の内閣府旧市場開放問題苦情処理推進会議におけるテンプル大学ジャパン等提案の苦情処理の解決、本年4月から一定の要件を満たす場合、私立大学設置の際、必ずしも校地・校舎の自己所有が求められなくなったことを評価。

●労働法制

- ・ 米国政府は、労働移動を促すことが組織の価値の極大化を図る上で重要との観点から①確定拠出年金制度の非課税拠出限度額引き上げ、②解雇紛争の金銭的解決の導入、③ホワイトカラーエグゼンプション制度の導入を要望。
- ・ これらに関し、日本政府は、①、②及び事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度の在り方について、引き続き検討を行っていくことを説明した。

●グローバル経済下における国際投資環境を考える研究会

- ・ 米国政府の説明要望に対し、日本政府は、自由で開かれた国際投資環境の整備を

基本としつつ、国際的な投資活動の活発化や安全保障環境の変化に伴う諸課題への対応について検討することを目的とし昨年12月、研究会を設置したことを説明。(本年4月末、中間とりまとめを公表しているところ。)

[日本側関心事項]

●査証その他の領事事項

- ・ 日本政府は、米国内でのビザ更新手続再開、Eビザの米国近隣国での手続の実施検討、日本国内でのビザ発給米国公館の拡大等を要望。
- ・ 米国政府は、ビザ取得手続において義務づけられている面接手続について、昨年4月に始まった札幌と同じシステムで、本年5月から福岡領事館での手続を再開。
- ・ 両国政府は今後も査証の問題について取組を続けることを確認。

●貨物のセキュリティ

- ・ 日本政府は、船積み24時間前マニフェスト提出義務への懸念を示しつつ、サプライチェーン全体を通じた物流の効率化が実現できるよう、各セキュリティプログラムの総合的レビュー、整合性の確保と国際的調和、技術の活用の重要性を指摘。
- ・ 両国政府は、関係する省庁が参集し、本年3月に初めて行った安全かつ円滑な貿易に関するタスクフォースで継続して対話を行っていくことで合意。

●エクソン・フロリオ条項

- ・ 日本政府は、CFIUS審査手続の見直しにより、日本からの健全な投資が阻害されないよう要望。
- ・ 米国政府は、CFIUS審査手続の見直しについては、引き続き米国への外国直接投資を歓迎することを約束しており、CFIUSによるエクソン・フロリオ条項の運用はこの方針に基づいて行われることを説明。

IV. 投資専門家会合

- ワーキンググループ会合の下、本年2月投資専門家会合を開催し、両国が締結している投資協定・FTA投資章に関する情報交換・分析を行った。その結果、両国における投資関連規定は非常に類似点が多いことを確認。
- 今後も、民間部門との交流を図りながら、両国の投資環境改善のための方策に関する研究を続けていくことで合意。

<参考>

- 日米の投資協定等における類似点としては、設立前後を通じた(プレ・ポスト)内国民待遇・最恵国待遇、(自由化における)ネガティブリスト方式、衡平公正な待遇、TRIM を超えるパフォーマンス要求の禁止、収用と補償・争乱からの保護・送金の自由等に関する保護規定が挙げられる。

- 一方、相違点としては、国対投資家の紛争処理の適用範囲等が指摘された。

IV. 結論

- 日米双方における一層の投資環境改善、対内直接投資の果たす役割の理解促進に向けた本イニシアティブの活動は定着。
- 対日直接投資残高は着実に増加し、当初の残高倍増目標をほぼ達成。引き続き安倍政権においては、2010年に対日直接投資残高を対GDP比で倍増となる5%程度にするという目標を主要政策の一つとし、更なる取り組みを目指すことをコミット。
- 米国政府は、貿易・投資の促進や国家安全保障のための措置を実施するに当たっては、本イニシアティブにおける日本側からの意見に留意する。
- はじめての試みとして開催した投資専門家会合の議論を通して、両国政府の投資協定等は、原則及びアプローチにおいて類似性を持つことが認識された。今後も議論を継続することで合意。
- 両首脳のリダーシップの下、本イニシアティブにおいて、外国直接投資の利益についての理解を促進するとともに、日米双方において更なる投資環境の改善に向けた取り組みを継続する。

<参考>

● 対日投資促進シンポジウム

- ・ 日米投資イニシアティブにおける対外広報プログラムとして、2006年11月にカリフォルニア州サンノゼ市において対日投資シンポジウム、2006年10月に仙台市および横浜市において対日投資セミナーを開催。
- ・ 各会場でそれぞれ約200名の参加者を得て、日本の投資環境を訴えるとともに、様々な意見交換を通じて日米間の相互理解を促進する機会となった。

● 最近の米国企業による進出事例

- ・ JETROの対日投資・ビジネスサポートセンターの支援を受けた米国企業の対日投資事例を紹介。